

一般社団法人日本フロアボール連盟

社員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第4章の規定に基づき選出される社員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 社員とは、本連盟の運営、事業を円滑かつ発展的に推進するためにこれを監視、支援し提案等を行うものをいう。

(選任)

第3条 都道府県連盟・協会の本連盟への加盟申請・更新手続きに伴い、都道府県連盟・協会の会長が推薦し就任承諾の意思を示した者について役員会にて承認をする。

2. 加盟団体会員規程第3条の2に定める通り、準団体会員は選任不要とする。

(任期)

第4条 1期2年とし、連続しての再任は5期10年を限度とする。

(資格)

第5条 社員は本連盟の役員、専門委員と兼務することはできない。

(就任年齢及び定年)

第6条 就任時の年齢は20歳以上とする。
70歳を迎えた任期の満了をもって定年とする。

(社員総会)

第7条 年間計画に従い「社員総会」を開催し、本連盟の運営、業務執行に関して協議決定、承認等を行う。社員総会は会長が招集し、社員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。承認事項については出席者の過半数をもって可決する。

(除名)

第8条 社員が次の各項のいずれかに該当すると判断された場合、役員会の議決により、これを除名することができる。

また、当該社員から第三者への資格の継承はできない。

- (1) 本連盟規程等に違反した場合。
- (2) 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- (3) 故意、過失を問わず、本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合。

(守秘義務)

第9条 社員は社員として知り得た本連盟の非公開情報を役員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第10条 社員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本連盟へ虚偽の申請を行う行為。
- (2) 他の会員、第三者もしくは本連盟の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- (3) 本連盟の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用及び改ざん行為。
- (4) その他、本連盟が不適切と判断する行為。

(損害賠償)

第11条 本連盟の責に帰さない活動において、社員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本連盟はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、社員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本連盟に損害を与えた場合、本連盟は当該社員に対して相当の損害賠償の責務を行う。

(社員の個人会員登録)

第12条 社員推薦書により推薦され、本連盟から承諾書により承認された社員は、年度ごとに所属する団体会員として個人会員登録を行う。

その際、本連盟が会員規程第6条に定める競技区分「B」の個人会員の登録を行い、会員規程第7条に定める会費を納入しなければならない。

(その他)

第13条 都道府県連盟・協会の会長は、推薦した社員が社員総会に出席出来ない事が多い場合は、速やかに社員の交代を行う。

(変更)

第14条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 2026年4月1日改正